

平成20年度

原子力発電所所在市町村の  
安全確保と地域振興に関する要望書

全国原子力発電所所在市町村協議会

## 原子力発電所所在市町村の 安全確保と地域振興に関する要望書

今や、環境に配慮したエネルギーの安定確保が世界共通の課題であり、洞爺湖サミットで「原子力エネルギー基盤整備に関する国際イニシアティブ」が提案されるなど、原子力発電は、地球温暖化対策の切り札としても益々重要になっている。

しかしながら、昨年の中越沖地震では、安全機能は維持されたものの、設備の耐震安全性や情報提供のあり方など、多くの課題が浮き彫りとなるなど、立地地域住民の間に不安が生じている。

我々、原子力発電所所在市町村は、原子力の意義と重要性を理解し、時には思わぬ風評の矢面に立ちながらも最前線で懸命に取り組んでいるが、「世界で一番、安全安心な原子力立国」の実現のためには、国の施策がその現場と決して乖離してはならず、何よりも国と立地市町村の信頼強化に繋がる安全安心確保や地域振興が実現し、誇りと自信を持って取り組める環境づくりが図られることが必須である。

従って、国においては次の項目に関し早期実現されるよう、総会の総意に基づき要望する。

平成20年 8 月 8 日

全国原子力発電所所在市町村協議会  
会 長 敦賀市長 河 瀬 一 治

# 重点項目

## 【原子力政策について】

原子力政策の推進には、理解と信頼が不可欠である。厳しい環境下にあっても、国の施策がその現場である立地地域と乖離してはならず、決して原子力に対する不信・不安を増長させ、立地地域に風評被害や混乱を引き起こしてはならない。国は、立地市町村の声を真摯に受け止め、安全・安心を第一義に地域住民の目線に立って原子力政策を進めることを強く求める。

## 【安全確保策について】

原子力発電所は安全・安心確保が原点である。中越沖地震で安心が後退している中、「世界で一番安全安心な原子力立国」を実現するためには、安全安定運転の実績を積上げていくことが重要である。早急に地域住民が安心できる安全確保策の確立を最優先に取組むことを強く求める。

## 【地域振興策について】

原子力政策の推進には、地域振興が必須である。立地地域との信頼関係を重視する原子力立国計画の姿勢は評価するが、地域の特性を考慮せず道県に偏重する国の施策では、立地市町村との信頼強化を図ることができないばかりか、道県・事業者の姿勢にまで影響を及ぼしている。立国計画の最前線で苦慮する立地市町村に軸足をおいた施策を講じることを強く求める。

# 具体的要望事項

## 【原子力政策について】

### (1) 原子力政策の推進

- ①原子力立国計画の推進について、国自らが率先し、国民の理解と信頼のもとに安全最優先に進めること。
- ②現場で苦慮している立地市町村の実情について、国は十分認識し重視すること。

### (2) 核燃料サイクル政策の促進

- ①使用済燃料敷地外貯蔵施設の早期具体化について、国及び事業者は積極的な対応を行うこと。
- ②プルサーマル計画の必要性と安全性について、国及び事業者は地域に対する説明責任を確実に果たし、様々な角度から国民理解の促進に取り組むこと。
- ③高レベル放射性廃棄物の処理処分対策の早期具体化について、国自らが率先して対応を行うこと。

### (3) 原子力政策の国民的合意形成

- ①原子力政策の重要性・必要性について、国が主体となって広聴・広報活動を行い、国民とのコミュニケーションを実現すること。
- ②原子力を含むエネルギー教育について、原子力の理解を促進するためにも、早い段階から取り組むこと。

### (4) エネルギー対策特別会計

- ①電源開発促進税の一般会計への直入について、電力安定供給の基盤を強固にするため、立法趣旨に反する制度を見直すこと。
- ②電力安定供給の重要性に鑑み、立地地域の大規模な災害においては本制度の活用を図り、復旧・復興ならびに持続的な地域振興に資すること。

## 【安全確保策について】

### (1) 耐震安全性の確保

- ①地震対策について、中越沖地震で得られる知見等を十分に反映し、全ての発電所で地域住民が安心できる安全確保策を早急に講じること。
- ②既設炉の耐震安全性評価について、確実に実施し厳正に確認するとともに、その結果を地域住民に分かりやすく説明すること。
- ③地震等大規模自然災害に伴う異常事象への対応について、訓練等を通じ迅速かつ的確に対処する能力の向上を図ること。

### (2) 安全確保策の充実強化

- ①品質保証や保守管理、労働安全の充実強化等を含め安全最優先の運営管理を徹底すること。
- ②定期検査について、些かも安全性の低下を招かないよう地域住民が安心できる万全の検査を行うこと。
- ③検査制度の見直しについて、決して効率優先・稼働率向上のためではならず、何が変わり、どのように安全性が向上するのか、国が納得できる根拠を明確に示し、地域住民に分かりやすく説明すること。
- ④高い理念をもった原子力安全文化を定着させること。
- ⑤安全に係る情報について、迅速・的確に共有し事故トラブル等の低減に取り組むこと。
- ⑥人材の確保について、安全確保を担保する現場技術者を重視する環境づくりを行い、技術者の育成、技術継承を行うこと。

### (3) 地域住民への情報伝達の実施

- ①原子力安全地域広報官について、専任とし早期に全ての立地地域に配置すること。
- ②事故トラブル等発生時において、国が直接、地域住民に迅速・的確な情報伝達を行い、安心の確保を図ること。
- ③風評被害発生防止のため、国民が知りたい情報を迅速・的確に発信すること。

**(4) 高経年化への対策**

- ①高経年化対策を確実にを行い、高経年化炉の安全確保に万全を期すこと。
- ②高経年化対策の取組み状況について、地域住民に対し説明を行い理解促進を図ること。

**(5) 原子力防災対策の実効性向上**

- ①関係機関との協議や連携を重視した体制の強化のみならず、住民対策の充実に重点を置くこと。
- ②地域住民の避難に不可欠な道路、施設、情報伝達システム等について、早期に整備すること。
- ③緊急時安全対策交付金を道県のみでなく市町村も交付対象とするなど、立地市町村の防災体制強化に係る交付金制度を早急に創設すること。

**(6) テロ行為の対策**

- ①有事の対処措置について、具体的な対応を明示し地域住民に広報すること。
- ②有事に備えた原子力発電所の防護対策について、継続的に行うこと。

**(7) 廃炉対策の早期確立**

- ①廃炉技術等について、安全確保を第一に早期に確立すること。
- ②放射性廃棄物のすそきりについて、対象物の取扱いも含め地域住民や国民に対する理解活動を行うこと。
- ③極低レベル放射性廃棄物の処分先について、早期に確保すること。

## 【地域振興策について】

### (1) 市町村を重視した電源三法制度交付金の柔軟な運用

- ① 交付金制度について、地域の実情に応じた柔軟な運用を行い、交付金事務を簡素化すること。
- ② 交付対象期間について、施設解体撤去時まで延長すること。
- ③ 核燃料サイクル交付金の対象期限を撤廃し原子力発電施設立地地域共生交付金とともに、立地市町村に対する配分を交付規則に明記すること。
- ④ 長期発展対策交付金と電力移出県等交付金について、従来の見なし制度を継続すること。
- ⑤ 原子力発電施設等周辺地域交付金の電気料金について、半額以上の大幅な割引を行うこと。
- ⑥ 広報・安全等対策交付金について、人件費を対象とするなど大幅な用途拡大と交付金の増額を行うこと。
- ⑦ 電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金について、原子力立地地域を対象地域とすること。
- ⑧ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金について、対象事業の拡大、交付期間の延長ならびに補助金の増額を行うこと。

### (2) 原子力発電施設に係る固定資産税の改善

- ① 税制上の耐用年数を改め、実態に即した年数に延長すること。
- ② 課税期間を施設解体撤去時まで延長すること。
- ③ 大規模償却資産に係る頭打ち制度を撤廃すること。
- ④ 地方交付税の基準財政収入額への算入基準について、原子力発電施設を特例とすること。

### (3) 核燃料税の市町村への配分

- ① 国は市町村配分を明記したガイドラインを作成し、道県を指導すること。
- ② 道県は、積極的に立地市町村への配分を行うこと。

### (4) 使用済核燃料税(法定外税)に対する支援

- 国・道県及び事業者は立地市町村の課税の趣旨を理解し支援すること。

**(5) 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の充実・強化**

- ①原子力の重要性・必要性を踏まえ、特措法の期限を延長すること。
- ②対象事業の拡大、補助率の嵩上げなど特例措置を充実すること。
- ③関係省庁が一体となった取組み体制を強化し、防災機能の確保及び地域振興を実感できる法の運用を行うこと。

**(6) 立地地域との共生**

- ①高経年化炉や廃炉に係る地域振興策の確立を図るため、立地市町村を対象に新たな交付金制度を創設すること。
- ②原子力関連技術による地元企業育成等、地域特性を活かした地域共生策を積極的に推進すること。



全国原子力発電所所在市町村協議会  
名 簿

○ 会 員 (24市町村)

平成20年7月現在

| 職 名   | 会 員 名       | 職 名       | 会 員 名       |
|-------|-------------|-----------|-------------|
| 会 長   | 敦 賀 市 長     | 河 瀬 一 治   | 敦賀市議会議長     |
| 副会長   | 双 葉 町 長     | 井戸川 克 隆   | 木 下 章       |
| 〃     | 東 海 村 長     | 村 上 達 也   | 清 川 泰 弘     |
| 〃 * 1 | 柏 崎 市 長     | 会 田 洋     | 鈴 木 木 田 彰   |
| 〃     | 美 浜 町 長     | 山 口 治 太 郎 | 霜 田 清 一     |
| 〃 * 2 | 薩 摩 川 内 市 長 | 森 卓 朗     | 中 村 清 哲     |
| 理 事   | 泊 村 長       | 牧 野 浩 臣   | 今 別 府 矢 二 郎 |
| 〃     | 東 通 村 長     | 越 善 靖 夫   | 北 村 川 誠 一   |
| 〃     | 女 川 町 長     | 安 住 宣 孝   | 南 川 南 澄 一 郎 |
| 〃     | 御 前 崎 市 長   | 石 原 茂 雄   | 阿 林 一 夫     |
| 〃     | 志 賀 町 長     | 細 川 義 雄   | 田 中 弘 光     |
| 〃     | 松 江 市 長     | 山 浦 正 敬   | 田 中 中 村 敏 彦 |
| 〃     | 伊 方 町 長     | 山 下 和 彦   | 竹 内 仁 光     |
|       | 大 間 町 長     | 金 澤 満 春   | 阿 高 野 幸 二   |
|       | 石 巻 市 長     | 土 井 喜 美 夫 | 山 本 利 英     |
|       | 南 相 馬 市 長   | 渡 辺 一 成   | 猪 狩 本 幸 一   |
|       | 浪 江 町 長     | 馬 場 勝 也   | 松 佐 藤 澤 繁   |
|       | 富 岡 町 長     | 遠 藤 野 孝 夫 | 寺 山 石 岩     |
|       | 檜 葉 町 長     | 草 品 田 宏 夫 |             |
|       | 刈 羽 村 長     | 時 岡 忍 豊   |             |
|       | お お い 町 長   | 野 瀬 利 綱   |             |
|       | 高 浜 町 長     | 渡 辺 本 英 雄 |             |
| 監 事   | 大 熊 町 長     |           |             |
| 〃     | 玄 海 町 長     |           |             |

\* 1 : 電源三法検討委員長      \* 2 : 新税検討委員長

○ 準 会 員 (7市町村)

| 職 名 | 準 会 員 名   | 職 名     | 準 会 員 名     |
|-----|-----------|---------|-------------|
|     | 神 恵 内 村 長 | 高 橋 昌 幸 | 余 呉 町 長     |
|     | 共 和 町 長   | 山 本 栄 二 | 西 浅 井 町 長   |
|     | 岩 内 町 長   | 上 岡 雄 司 | 高 島 市 長     |
|     | 六ヶ所村長     | 古 川 健 治 | 二 熊 海 矢 秀 雄 |
|     |           |         | 谷 東 定 英 和   |

○ 事務局 敦賀市企画政策部原子力安全対策課

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

TEL 0770-22-8113

FAX 0770-22-1743

URL <http://www.zengenkyo.org/>